

# 令和4年度中小企業等外国出願支援事業 募集のご案内

公益財団法人ふくい産業支援センター

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、県内の中小企業が行う戦略的な特許等知的財産の外国出願を支援するため、出願に要する費用の一部を補助する「中小企業等外国出願支援事業」を実施します。つきましては、下記のとおり募集を行いますので、外国への特許等出願の支援を希望される中小企業者等の方々のご応募をお待ちいたしております。

募集期間 令和4年4月25日（月）～5月31日（火）

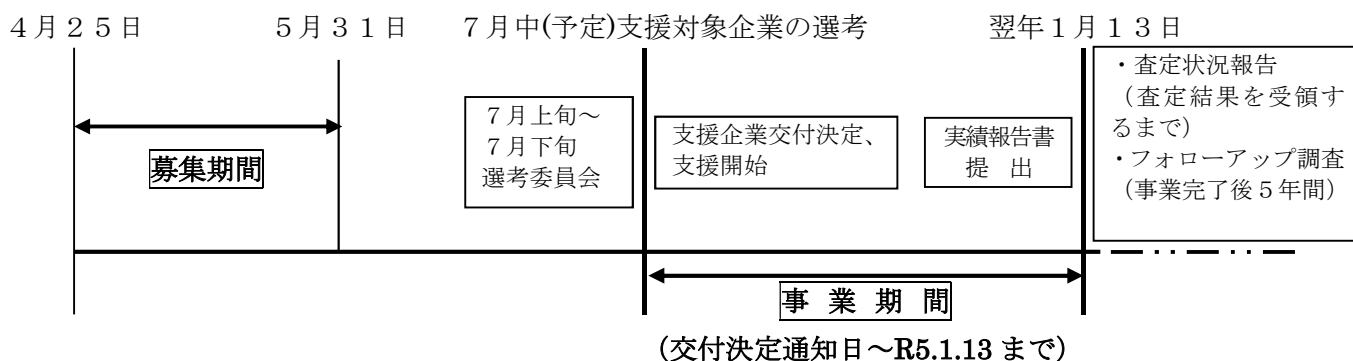
※申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添付し、受付期間内に下記窓口まで郵送または持参してください。（FAXによる提出は受け付けられません。）

※ご応募をお考えの方は事前にご相談ください。

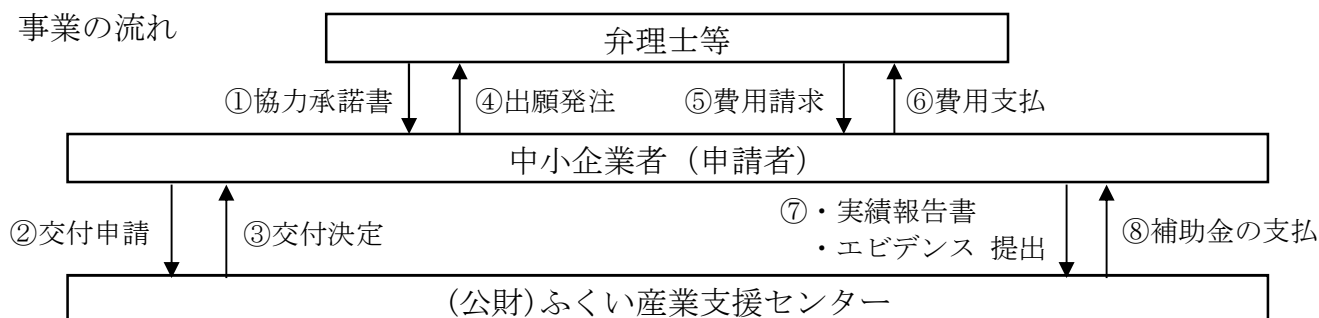
## 事業概要

対象事業	特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標の外国特許庁への出願
対象企業	福井県内に本社を置く中小企業（個人事業者、事業協同組合含む、ただし、みなし大企業は除く） ※地域団体商標については、商工会・商工会議所、NPO法人も対象
事業期間	交付決定通知日から令和5年1月13日まで（実績報告書他エビデンス一式提出）
補助率	助成対象経費の1/2以内 間接補助金申請額は、助成対象経費を1/2後、1,000円未満を切り捨ててください。 ※ただし1出願当たりの補助金額上限は、特許出願の場合150万円、実用新案・意匠・商標登録出願の場合60万円、冒認対策商標出願の場合30万円です。 なお、1企業に対する1会計年度内の補助金交付総額は、上限300万円です。
助成対象経費	①外国特許庁への出願に要する経費 ②外国特許庁へ出願するための現地代理人に要する経費 ③外国特許庁へ出願するための国内代理人に要する経費 ④外国特許庁へ出願するための翻訳に要する経費 ※事業期間内に発注、支出した経費が対象となります。 ※弁理士間等の仲介手数料は原則補助対象になりません。 ※日本国特許庁への出願に要する経費、日本国内の消費税および、EU加盟国で導入されているVAT（付加価値税）やサービス税等についても、補助対象になりません。
申請後の流れ	選考委員会において、出願予定の特許や商標等の内容および、それに関する製品・サービス等について、出願予定国における事業計画の説明をしていただく予定です。

## 事業スケジュール



## 事業の流れ



- 補助要件**
- ①補助対象経費のうち、令和5年1月13日までに外国特許庁への出願または指定国への移行および経費の支払いが完了したものが補助対象になります。
  - ②実績報告書の添付資料に、外国特許庁への出願（PCT出願の指定国への移行を含む）が完了した事を証する書類等（出願書類、送金伝票など）の写しがない場合には補助対象とはなりません。
  - ③補助金は、実績報告を受けて検査を行った後、お支払い（精算払）することになります。
  - ④事業終了後、本事業の支援を得て出願した特許等について、査定結果を受領するまで権利化の査定状況および、当該特許等を用いた外国における事業展開状況について報告していただきます。当財団のホームページからダウンロードできます。  
( <https://www.fisc.jp/technology/application/> )
- 申請用紙**

- 添付書類**
- ①登記簿謄本等（現在事項全部証明書）の写し（個人事業者：住民票の写し、事業協同組合等：定款）
  - ②事業概要（事業協同組合等、商工会・商工会議所、NPO法人は除く）
  - ③役員等名簿
  - ④組合員名簿（事業協同組合等のみ必要）
  - ⑤直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写しおよび直近過去3年分の納税証明書
  - ⑥外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類  
（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））
  - ⑦外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）
  - ⑧外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
  - ⑨先行技術調査等の結果
  - ⑩外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
  - ⑪その他（公財）ふくい産業支援センター理事長が必要とする資料(注1)  
（注1）選考委員会において、次の(ア)から(オ)の項目に該当する中小企業者等に対し、項目毎に加点措置を行います。対象企業においては、該当するエビデンスを提出ください。  
(ア)地域未来牽引企業(うちグローバル型に類型される企業)に選定された企業  
(イ)平成26年度以降一度も本事業に採択されていない新規利用者  
(ウ)直近3年間における「JAPANブランド育成支援等事業」の採択者  
(エ)直近3年間における「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の採択者  
(オ)賃上げ実施企業(対前年度比で「給与総額」または「一人当たりの平均受給額」を1.5%以上増加するとする、「賃金引上げ計画の誓約書」および「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出する企業) (注2)

**(注2)賃上げ実施企業に対する加点措置**

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。  
○申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人当たりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。  
○企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式別紙3「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。  
○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。  
○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。  
○賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。  
○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式別紙3誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

- ※1. 採択した企業、団体の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願種別について外部公表を行います。
- ※2. 交付決定金額や採択件数についても経済産業省の判断により外部公表する場合があります。
- ※3. 申請者には、GビズID (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) の取得が義務付けられています。未取得の申請者にあつては、予め取得手続きを行って下さい。

**窓口(申請書提出先・お問合せ先)**

公益財団法人ふくい産業支援センター オープンイノベーション推進部 ネットワーク推進室 嶋田  
〒910-0102 福井市川合鷺塚町61字北稲田10 (福井県工業技術センター内)  
TEL : 0776-55-1555 / FAX : 0776-55-1878

注意：国（近畿経済産業局）の補助金を活用して行いますので、今後変更も有り得ることをご承知おきください。